

平成 30 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 30 年 6 月 26 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

10 番	小 堀 田 幸 一 君
------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長	藤 本 寿	係 長	荒 木 賢 司
主 任	寺 澤 大 介	主 査	大 林 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 33 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 34 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 6 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。昨日は、大変天気が良くて梅雨が明けたのかと思いましたが、また梅雨空に戻ってきたような気がします。今日の午前中に担い手育成支援協議会と人・農地プランの検討会がございまして、今回、農地集積の促進地域に有明町の楠甫地区と天草町の下田南地区が入りましたので、農業委員さん達は大変ではございますが、推進委員さん達と協力して集落営農が進んでいきますようによろしく申し上げます。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（藤本寿君） ありがとうございます。本日は、10 番小堀田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、11 番嶋田委員、12 番富崎委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。山の手町の譲受人は山の手町の譲渡人より、柵宇土町の田 3,788 m²と畑 493 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川ダムから南西へ約 2.8km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。有明町の譲受人は、宇城市の譲渡人より、有明町の畑 804 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 652 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所有明支所から北へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には豆を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。新和町の譲受人は東大阪市の譲渡人より、新和町の田 500 m²と畑 339 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から西へ約 0.3km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（本田実君） 9番本田です。白く映っているものは何ですか。マルチですか。

○事務局（大林喜光君） はい、マルチです。

○9番（本田実君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の2ページをお開きください。5番について説明します。

天草町の譲受人は熊本市の譲渡人より、天草町の田 1,918 m²と畑 256 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下田南地区コミュニティセンターから南東へ約 1km、青色で着色した国道 389 号線の南東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は長崎市の譲渡人より、河浦町の畑839㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所から東へ約2.1km、青色で着色した県道新合高浜港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 1番について説明します。有明町の申請人は、有明町の畑278.26㎡を転用し宅地拡張したいという案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の宅地には駐車場や庭スペースがないため、宅地拡張し3台分の駐車場及び通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は合志市の個人で、新和町の畑1,021㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から北西へ約1.5km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲は山林で農地として管理ができないため、杉300本を植林し、山林として管理し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は熊本市の法人で、八幡町の畑487㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したナフコから北東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、26台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 2番について説明します。転用者は芥北町の法人で、亀場町の田144㎡と畑557㎡を売買により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したイオン天草から北東へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地の近隣は宅地化されており、国道、商業施設も近く利便性が良いため、建売住宅を2棟、7台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑252㎡を贈与により取得し、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は土地改良事業の施工に係る区域内に位置するため、第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の集落接続に該当するため許可可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、通路及び庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 資料②の4ページをお開きください。4番について説明します。

転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑254㎡を売買により取得し、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から北西へ約0.9km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在実家暮らしで手狭なため、住宅1棟、3台分の駐車場、残地を庭等として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 5番について説明します。転用者は京都市の法人で、倉岳町の田2,105㎡を売買により取得し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳小学校から北東へ約0.7km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電による売電をするため、太陽光パネル576枚、パワーコンディショナー3台を設置する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑194㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから西へ約1km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在駐車スペースがなく不便なため自家用車4台、仕事用のトラック1台、来客用1台、合計6台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第33号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 議第33号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が13件、再設定の計画が4件、転貸が0件、合計で19件、総面積は87,283㎡となっております。所有権移転の計画2件は、熊本県農業公社が売買により取得するものが1件、志柿町の個人が農業公社から売買で取得するものが1件です。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、貸借権設定17件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第34号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の14ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が5件、牛深地域が1件、有明地域が1件、天草地域が1件、筆数は全体で16筆、面積は合計で21,332㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。天草高校から南西方向の山側になります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番、5番の地図です。佐伊津漁港より西に1km程のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番、7番の地図です。宮地岳町の市古木公民館から南西に1.2km程行ったところになります。次が航空写真です。現地の写真になります。次が8番から12番の地図です。旧志柿小学校から南西方向に1.5km程行った山になります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番の地図です。下浦町の石場自治公民館の北側0.4km程行ったところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番の地図です。牛深高校から東へ1km程行った山の中です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が15番の地図です。旧浦和小学校から北へ1km程行った山の中です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が16番の地図です。下田南地区コミュニティセンターから東へ1km程行った山の中です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 16 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届は 1 件、農業用倉庫を建設したいというものでした。第 5 条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 30 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 2 時 50 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 富崎ますみ

